

◇ 助成金の申請期限について

申請期限:起算日より3ヶ月以内 最終締切日:令和9年3月31日(必着)

●申請締切りは「下記の表に記載の起算日」から『3ヶ月後の同じ日』とします。

①申請は起算日(下記表)から3ヶ月以内に提出してください。3ヶ月後の同日を申請期限とします。

なお令和8年4月～5月に導入完了したものは締切りを8月末まで延長します。

期限内の申請でないとう受付できませんのでご注意ください。

助成金	下記の日付(起算日)から3ヶ月以内に申請してください	
運転資金	借入日	
信用保証料	保証日	
環境対応型規制適合車※1	購入	支払い/新車登録/代替 全て完了した日
	リース・割賦・手形※2	契約/新車登録/代替 全て完了した日
EMS 安全装置(バックカメラ・衝突警報装置) クーラー・ヒーター・蓄熱マット・電気毛布	購入	支払い/新車登録/取付 全て完了した日
	リース・割賦・手形※2	契約/新車登録/取付 全て完了した日
点呼支援機器	支払/利用申込/届出書提出 全て完了した日	
脳ドック・心臓ドック	支払日	
上位運転免許・安全衛生法関係資格	免許/資格取得日	
ISO各種・グリーン経営・働きやすい	認証登録	登録証の登録日
	更新・維持審査	更新/維持審査/支払 全て完了した日

※1 年度末の取り扱い:支払い/新車登録/代替の手続き時期によっては一部対象外になる場合があります。
4ページの〈注意 代替車両について〉を確認し、車両更新を計画的にご検討ください。

※2 手形支払いの場合の起算日は振出日とします。

②郵送での提出は『締切日の消印有効』です。但し、土・日・祝日の場合は、翌日まで受付します。

③直接持参の場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が締切日となる場合は、翌営業日まで受付をします。但し、最終締切日(令和9年3月31日)に限り申請書は必着とします。

●3ヶ月以内申請の対象とならない助成金

【近代化基金融資利子補給】【低公害車】【睡眠時無呼吸症候群(SAS)】【健康診断】

【適性診断・運管講習】【運転記録・無事故無違反証明】【外部研修】及び全ト協助成事業

但し【近代化基金融資利子補給】【低公害車】【経営診断受診促進助成】は事前申請となります。

●それぞれの助成金予算が満了した時点で申請受付を終了します。

①最終締切日の令和9年3月31日までに締切りとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

FAXでの受付不可です。実行後、すみやかに必要書類をそろえて、協会窓口へ提出してください。

②書類不備の場合、受付ができません。

③助成金進捗状況は、ホームページに掲載しておりますので、申請の際はご確認ください。

●令和9年3月31日(最終締切日)の取扱い

領収書・振込通知書・修了証等、発行元からの書類が令和9年3月31日の最終締切日に間に合わない場合は締切日までに申請書のみ先に提出し、領収書等の添付書類は4月中旬までに提出してください。

但し、領収書・振込通知書・修了証等は3月31日までの日付に限ります。

◇ 助成金申請における注意事項

●助成対象範囲と上限について

助成金によっては対象範囲及び上限があります。お申し込みの際は、下記一覧表で必ずご確認ください。
 なお、県外営業所に所属の方は助成対象外となりますのでご注意ください。

助成名	助成上限	対象者			
		運転者	荷扱者	経営者 事務職 作業職	利用運送事業 旧営業区域業
運転記録証明・無事故無違反証明助成	1名につき年1回				
睡眠時無呼吸症候群(SAS)助成	三ト協へ報告済みの 運送事業従事者数	○	○	○	○
健康診断助成					
脳ドック・心臓ドック 検査費助成	1社につき20名	○	×	×	×
適性診断助成	運転者1名につき年1回※				

※経営者や事務職の方であっても運転者を兼任している場合は助成の対象となります。

●国や他機関からの助成金を受けた場合について

三重県トラック協会以外から助成金を受けた場合は、その金額を差し引いた金額が助成対象となります。

【例】{(装置単価+取付費用)-(国+その他の補助金)}×1/3 = 三ト協助成額

●申請書記入欄【事業者記号】については下記の赤枠の記号を参考にご記入ください。

(例)

保険料納入告知額・領収済額通知書					
あなたの本月分保険料は下記の通りです。			下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。		
なお、納入告知書を指定の金融機関に送付したら、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いいたします。					
事業所整理番号	01-イロハ	事業所番号	00000		
納付目的年月	平成〇〇年〇月	納付期限	平成〇〇年〇月〇日		
健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子供手当勘定	健康勘定	厚生年金勘定	児童手当及び子供手当勘定
健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金
〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
合計額		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	合計額		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

健康保険の資格確認証(黄色のカード)等に記載の事業者記号でも可とします。

●領収金額について

領収書の金額は請求書と一致していること。複数のものをまとめて支払った場合は他の請求書も全て添付してください。

●インターネットバンキング利用時の添付書類について

領収書の写しの代わりにインターネットバンキング画面の写しを添付する場合

「処理中」や「承認待ち」のものは受付できません。

データ送信が「完了」や「承認済み」のものを添付してください。

また、「振込先」、「振込金額」、「依頼人(会社名)」が分かるものを添付してください。

口座番号しか記載のない場合は、通帳の写し等で口座番号と口座名義が確認できるものを添付してください。